

住民税（町・県民税）の申告をお願いします

平成30年1月1日現在、町内に住所のある以下の人には、住民税申告として、平成29年1月1日から12月31日までの収入状況などの申告が必要となります。

申告をしなければならない人

1. 営業、地代、家賃、配当、農業などの所得があった人や、外交員報酬、個人年金、シルバー人材センターの配分金、講師などの謝礼、生命保険などの満期金などを受け取った人
2. 給与収入があった人で、勤務先事業所から町へ給与支払報告書の提出がない人
3. 給与収入があった人で、他に収入があった人や、給与の源泉徴収票に記載のない社会保険料や扶養控除、生命保険料控除など、各種控除を受けようとする人
4. 公的年金受給者で、他に収入があった人や、年金の源泉徴収票に記載のない社会保険料や扶養控除、生命保険料控除など、各種控除を受けようとする人
5. 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた人や雇用保険のみを受給していた人
6. 自分を税法上の扶養としている人が単身赴任等で町外に居住している人
7. 収入がなかった人（町内に住所がある親族の税法上の扶養となっている人を除く）など

（注意）確定申告が必要となる場合もあります。

申告の必要がない人

1. 確定申告を行った人
2. 収入が給与のみで、勤務先事業所から町へ給与支払報告書が提出されている人
3. 収入が公的年金のみで、追加で各種控除を受ける必要がない人
4. 収入がなかった人のうち、町内に住所がある親族の税法上の扶養となっている人

申告に持参するもの

1. 所得の計算に必要な帳簿書類（現金出納帳、売上帳、仕入帳、経費帳などの記帳が義務化されています）
2. 給与収入、年金収入がある人はその源泉徴収票
3. その他収入が証明できるもの（収入がなかった人は、その理由などの聞き取りを行います）
4. 所得控除を受ける場合は、その証明書など
5. 本人確認書類
6. マイナンバーが確認できるもの
7. 印鑑

申告日時・場所

日	時	場所
2月1日（木）～3月15日（木） （土・日曜日・祝日を除く）	午前9時～午後4時	越前町役場

所得税の還付申告も2月1日（木）から受け付けます。2月16日（金）から確定申告が始まり混雑が予想されますので、住民税申告や所得税の還付申告をされる人は、お早めにお越しください。

平成29年分の確定申告・住民税（町・県民税）申告から医療費控除が変わります

今回の申告から、医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。

医療費控除の明細書を作成する上の注意点

1. 医療費の領収証は、自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められた時は、提示または提出が必要です）
2. 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する場合、該当する内容については明細書への記入を省略できます。
3. 平成29年分（今回）から平成31年分までの申告は、従来どおり、医療費の領収証の提示または添付での申告が可能ですが、医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を集計した資料を持参してください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例について）

- 健康の維持増進や疾病の予防のために一定の取組みを行う人がスイッチOTC医薬品を購入した場合、支払った金額に応じて医療費控除を受けることができます。
1. 一定の取組みとは、人間ドック、各種健診、予防接種、勤務先での定期健康診断、メタボ検診、特定保健指導、がん検診などです。取組みの証明として、領収証や結果通知表などの提示または添付が必要です。
 2. スイッチOTC医薬品の対象となる商品には、購入の際の領収書や商品パッケージに対象である旨の表示やマークが掲載されています。
 3. 従来の医療費控除とどちらか一方を選択し、適用を受けることになります。

※スイッチOTC…医師が処方する医薬品から市販薬に転用された医薬品

問合せ先 税務課 ☎34-8709



若き頃町の人の手あこがれる
笑うのが葉と医師も落語会

富田コズエ
渡辺 照子

武生税務署からのお知らせ

確定申告は、自分で作成して、早めの提出をお願いします

平成29年分の確定申告の期限は…

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日（木）
個人事業者の消費税及び地方消費税 4月2日（月）

確定申告会場の開設は、2月16日（金）からです

税務署の確定申告会場で確定申告書を作成される人は、開設日以降にお越しください。
なお、税務署の確定申告会場の受付時間は、午前9時から午後4時までです。混雑状況により、午後4時より前に受付を終了する場合があります。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書などは印刷して、郵送などにより税務署へ提出できます。また、同コーナーの画面上からそのままe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して、税務署に送信（申告）することもできます。

確定申告会場は大変混雑しますので、「確定申告書等作成コーナー」を活用し、ご自宅で申告書を作成し、ご提出ください。

給与や年金収入のみの人は、簡単な操作で申告書が作成できます。



マイナンバーの記載漏れにご注意ください

今回提出される平成29年分の確定申告書には、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

また、申告者ご本人のマイナンバー確認書類と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。



例1) マイナンバーカード【番号確認と本人確認の両方が確認できます】

例2) マイナンバー通知カード【番号確認】と運転免許証など【本人確認】

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などの本人確認書類は不要です。

ご不明な点は、お電話でお問い合わせください。

確定申告書等作成
コーナーについて
(e-Tax)

マイナンバー
について

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

e-Tax 利用開始の手続き、確定申告書等作成コーナーの操作のご質問

※月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日や年末年始を除きます。）

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードに関するICカードリーダライタの設定、パソコン操作のご質問

※月～金曜日 午前9時30分～午後8時

土日・祝日 午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除きます。）

※受付時間は、変更になる場合があります。

上記以外の確定申告の一般的なご質問は、武生税務署までお問い合わせください。

問合せ先 武生税務署（自動音声案内） ☎22-0890